

バドゥン県における社会活動制限

令和3年1月9日（総21第5号）

在デンパサール日本国総領事館

●バドゥン県知事は、社会活動制限を11日から25日まで実施すると発表しました。

1. 9日、バリ州バドゥン県知事は、2021年第1号内務大臣指示及び2021年バリ州知事通達第1号に従い、同県における社会活動制限を11日（月）から25日（月）まで実施すると発表しました。

2. 発表された主な内容は、以下のとおりです。

- （1）教育活動は、オンラインで実施することとする。
- （2）すべての事業活動時間を8：00から21：00までとする。
- （3）民間市場及び医療施設は、上記2の制限の対象外とする。
- （4）全ての事業者、経営者、活動している公共施設の責任者は、保健プロトコルを励行しなければならない。また、店舗や施設に” No Mask No Service” と書かれたステッカーを貼り、マスクをしていない訪問者には対応してはならないこととする。
- （5）上記2及び4の規則を違反した者は軽罰、営業認可の取り消しなどの処罰の対象とする。
- （6）公共の場所において無作為に簡易検査(rapid test)を行うこととする(外国人も含む)。
- （7）地元の各自治体において新型コロナウイルス感染拡大防止のために治安当局等で組織される新型コロナウイルス・タスクフォースが警察及び軍とともに法執行を通じて取り締まりを実施することとする。
- （8）地元の各自治体はかかる社会活動制限の実施に関する監督、管理、評価、および報告を行うこととする。
- （9）本通達の有効期間は2021年1月11日から1月25日までとする。また、今回の活動制限の継続の有無は今後のバドゥン県の感染状況を鑑みて判断される。

3. 参考

- （1）2021年内務大臣指示第1号に関する当館7日付け領事メール
<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100134490.pdf>
- （2）2021年バリ州知事通達第1号に関する当館7日付け領事メール
<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100134491.pdf>
- （3）デンパサール市社会活動制限に関する当館9日付け領事メール
<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100135459.pdf>